

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

本別町（以下「甲」という。）と地域共生ホーム「きらり」（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し、避難を要する場合において、避難生活に特別な配慮を要する災害時要援護者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する介護老人保健施設に福祉避難所を設置し、要援護者を当該避難所に避難させることにより、要援護者が支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（要援護者の範囲）

第2条 この協定において要援護者とは、一般の避難所では避難生活に支障ができると認められる者のうち、災害時に支援が必要な者又は支援を求める者及びその家族をいう。

（避難所開設の要請及び受諾）

第3条 甲は、避難を要する要援護者のために必要と認められる場合、次条に掲げる施設を福祉避難所として開設することを要請できるものとする。

2 乙は、乙の行う業務・事業に支障のない範囲で、甲からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（福祉避難所設置施設）

第4条 福祉避難所を設置する施設は、次に掲げる施設とする。

（1）地域共生ホーム「きらり」（中川郡本別町緑町47番地1）

（要請手続き等）

第5条 甲は、第3条の規定により福祉避難所の開設を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし緊急を要する場合はこの限りではない。

- （1）避難する要援護者の住所、氏名、連絡先等
- （2）避難する要援護者の身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- （3）福祉避難所運営（予定）期間

2 前項により通知する事項のうち、運営期間については、概ね3日間以内とするが、被災の程度により更新することは妨げないものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定める事項又はその他業務を遂行するうえで必要な事項について
疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。



この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、
各1通を保有するものとする。

平成29年7月7日

甲 中川郡本別町北2丁目4番地1
本別町
本別町長 高橋正夫



乙 中川郡本別町緑町47番地1
地域共生ホーム「きらり」
代表 高瀬祐司

